

E i w a N e w s

消費税軽減税率について（その2）

平成 30 年 12 月
（ No. 161 ）

今回は、本誌No.159でご紹介した「消費税軽減税率」について、改めて制度概要とその具体的な対象品目についてご紹介いたします。

[1] 軽減税率制度の概要

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施される見込みです。

- (1) 標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）
- (2) 軽減税率 8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）

軽減税率の対象となる物品の譲渡は、下記①及び②を対象としています。

- ① 酒類・外食等を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

[2] 酒類・外食等を除く飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する「食品」（酒類を除く）で、「人の飲用又は食用に供されるもの」をいいます。

食品表示法に規定する「食品」とは、すべての飲食物（医薬品等を除く）をいい、食品衛生法に規定する「添加物」を含みます。

なお、食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（一体資産）のうち、一定の要件を満たすものも「飲食料品」に含まれます。

また、外食・ケータリング（相手方の指定した場所において行う加熱、調理、又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）は「飲食料品の譲渡」に含まれません。

[3] 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とは、一定の題号を用いて、政治・経済・社会・文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞をいいます。

なお、いわゆるスポーツ新聞や各業界新聞なども上記に該当するものであれば、軽減税率が適用されます。

ただし、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、「電気通信利用役務の提供」に該当（「新聞の譲渡」に該当しない）し、軽減税率は適用されません。

[4] 軽減税率の具体的な対象品目の例示

軽減税率 8 %	標準税率 10 %	備 考
・ミネラルウォーター	・水道水	水道水は、「炊事や飲用のための食品としての水」と「風呂・洗濯などの生活用水」が混然一体となって提供されているため軽減税率が適用されません。
・ウォーターサーバーで使用する水	・ウォーターサーバーのレンタル料	レンタル料は、「資産の貸付」に該当し軽減税率が適用されません。
・医薬品等に該当しない栄養ドリンク	・医薬品等に該当する栄養ドリンク	医薬品等は、「食品」に該当しないため軽減税率が適用されません。
・特定保健用食品、栄養機能食品 ・医薬品等に該当しない健康美容食品		特定保健用食品、栄養機能食品は医薬品等に該当せず「食品」に該当します。
・自動販売機で販売される ジュース、パン、お菓子等	・自動販売機で販売される酒類	
・ノンアルコールビール、甘酒 (アルコール分が1%未満のもの)		ノンアルコールビール等は、酒類に該当しないため軽減税率が適用されます。
・かき氷に用いられる氷 ・飲料に入れて使用される氷	・ドライアイス ・保冷用の氷	
	・飲食料品の販売に際し別途対価を徴する保冷剤送料	保冷剤送料は、「飲食料品」に該当しないため軽減税率が適用されません。
	・カタログギフトの販売	カタログギフトをもらった方が選んだ商品を手配するサービスとして「役務の提供」に該当し軽減税率が適用されません。 なお、食品のみが掲載されているカタログギフトであっても同様です。
	・家畜の飼料 ・ペットフード	家畜の飼料等は、「人の飲用又は食用」に供されないので軽減税率が適用されません。
	・社員食堂 ・セルフサービスの飲食店 ・屋台のおでん屋、ラーメン屋	テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用させての飲食は「食事の提供」に該当し軽減税率が適用されません。
・そばの出前 ・宅配ピザの配達	・料理代行サービス(食材持込)	料理代行サービス(食材持込)は、ケータリングに該当し軽減税率は適用されません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年も、皆様にはご厚情を賜わりまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊社事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。